

障がいを理由とする差別解消の 推進について

令和8年2月9日(月)

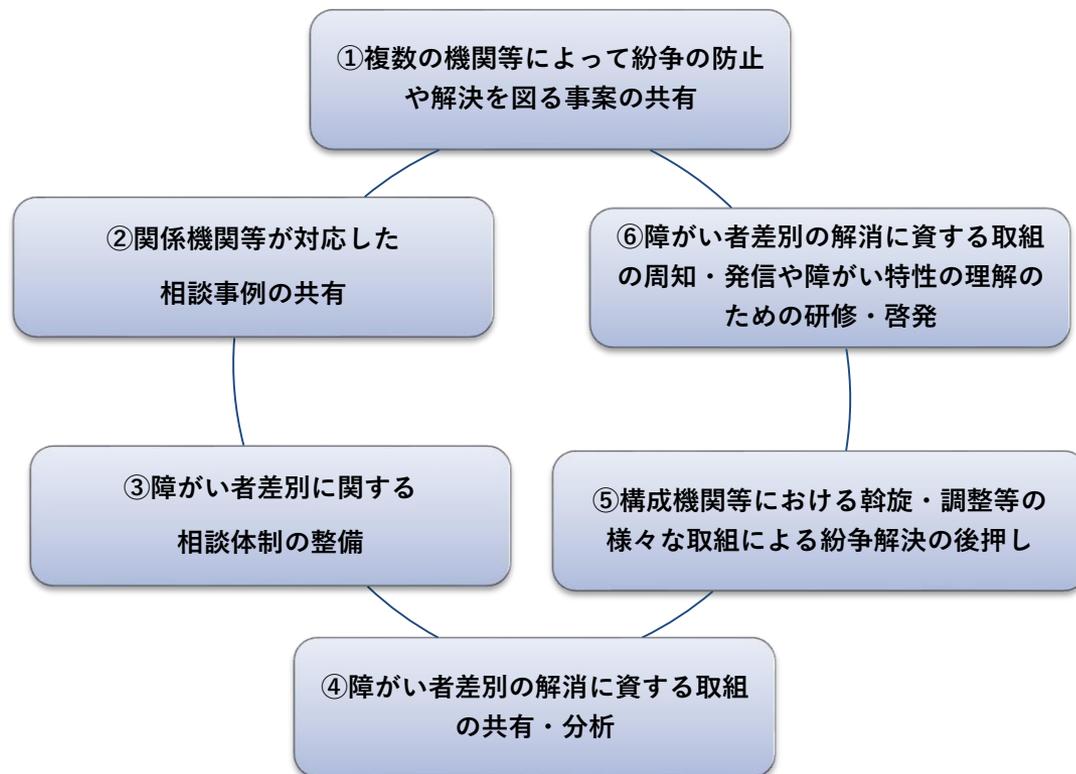
燕市障がい者自立支援協議会

1 燕市障がい者自立支援協議会の位置づけ・役割

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第17条において、国と地方公共団体の機関は地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして「障害者差別解消支援地域協議会」を設置することができるかとされています。

燕市では、障害者差別解消支援地域協議会の役割を燕市障がい者自立支援協議会が担うことになっています。

《障害者差別解消支援地域協議会の役割》



2 障がい者差別解消法(内閣府資料より抜粋)

共生社会の実現に向けて

我が国では、障害のある人もない人も、
互いにその人らしさを認め合い、共に生きる社会（共生社会）を
目指しています。

社会モデル

➢ 障害の「社会モデル」：障害のある人が日常生活等で受ける様々な「制限」は、社会の側に様々な障壁（バリア）があることによって生じるものという考え方

• 階段しかないので、2階には上がれない
⇒「障害」がある



• エレベーターがあれば、2階へ上げられる
⇒「障害」がなくなった



• 車椅子の方は何も変わっていない
• 変わったのは、あくまでも周囲の環境
⇒「社会モデル」の考えに基づけば、「階段」という障壁（バリア）があることで車椅子の方に「障害」が生じていることになる

障害者差別解消法

不当な差別的
取扱いの禁止

合理的配慮
の提供



障害のある人の活動や社会への参加を制限している様々な障壁（バリア）を取り除くことで、障害のある人もない人も分けへだてなく活動できる
「共生社会」の実現へ！

障害者差別解消法の対象

分野

- 教育、医療、福祉、公共交通等、**日常生活及び社会生活に係る分野が広く対象**となる
※雇用の分野については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる

障害者

- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害や高次脳機能障害のある人も含む）、その他心身の機能の障害（難病等に起因する障害も含む）がある者であって、**障害や社会的障壁によって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けているもの**

※障害者手帳を持っている人に限らない

事業者

- 商業その他の事業を行う企業や団体等であり、**同種の行為を反復継続する意思をもって行うもの**
- 目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わない（※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれる）
- 対面やオンラインなどサービス等の提供形態の別も問わない。



「不当な差別的取扱い」とは

- 行政機関等と事業者は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を
 - ◆ 拒否する
 - ◆ 場所や時間を制限する
 - ◆ 障害のない人にはつけない条件をつけるなどにより、障害者の権利利益を侵害すること(**不当な差別的取扱い**)が禁止されている
- 各事業分野の考え方等については、主務大臣が定める「対応指針(ガイドライン)」に規定

具体例



1
保護者や介助者が
いなければ入店を断る



2
障害者向けの物件はない
と言って対応しない

正当な理由がある場合

- 「**正当な理由**」がある場合、すなわち、その行為が客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は、「**不当な差別的取扱い**」にはならない
- 「**正当な理由**」に相当するか否かについては、**個別の事案ごとに**、
 - ◆ 障害者、事業者、第三者の権利利益
例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等
 - ◆ 行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持などの観点から、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要**

注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）に基づき作成

「合理的配慮の提供」とは

- 行政機関等と事業者においては、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な 配慮(合理的配慮)**を行うことが求められる(行政機関等は義務、事業者は努力義務)
- 代替措置の選択も含め、双方の話し合い(建設的対話)により対応するもの
- 各事業分野の考え方等については、主務大臣が定める「対応指針(ガイドライン)」に規定

社会的障壁の例

| | |
|-----------|--------------------------|
| ①社会における事物 | 通行・利用しにくい施設、設備など |
| ②制度 | 利用しにくい制度など |
| ③慣行 | 障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など |
| ④観念 | 障害のある方への偏見など |

具体例



1
段差がある場合に、スロープなどで補助する



2
意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注:「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

留意事項

- 事務・事業の目的・内容・機能に照らし、
- ①必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
 - ②障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
 - ③事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

過重な負担の判断

個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要

- ① 事務・事業への影響の程度
(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- ② 実現可能性の程度
(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

令和6年4月1日施行

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」
(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

3 燕市の取組と相談対応状況

【法第5条】環境の整備

合理的配慮を的確に行うため、施設の構造の改善及び設備の整備、職員研修など、必要な環境の整備に努める。

【法第14条】相談及び紛争の防止等のための体制の整備

【法第10条】職員対応要領の作成

【法第17～20条】障害者差別解消支援地域協議会

相談対応や差別解消の取組を効果的かつ円滑に行うため、組織することができる。

【法第15条】啓発活動

障がいを理由とする差別の解消について、関心と理解を図るため啓発活動を行う。

【法第16条】情報の収集、整理及び提供(令和6年4月から新設)

障がいを理由とする差別の解消の取組に資するよう、地域における障がいを理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

次ページ以降で説明

総務部総務課人事係による研修会開催

《行政実務基礎研修(新採用職員向け)》

実施日:令和7年6月3日(火)

対象者:燕市職員(R7年4月1日採用)

参加数:32人

内 容:研修カリキュラムの一つとして、『障害者差別解消法』及び『職員対応要領及び対応マニュアル』について説明。

令和7年4月1日に制定された「新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」についても紹介。

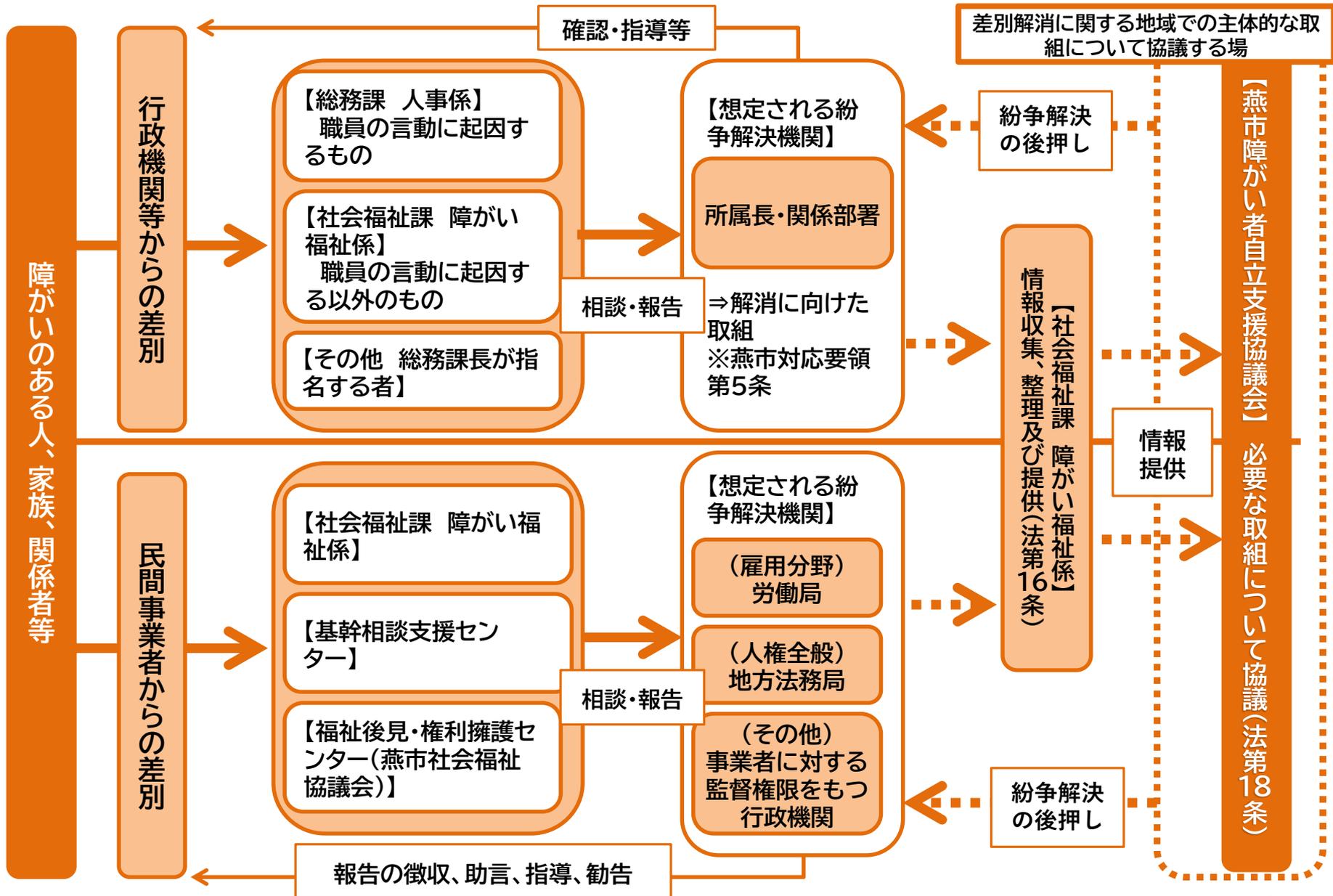
※研修会の資料は、掲示板にて全職員に周知。



《職員対応マニュアル》



相談及び紛争の防止等のための体制の整備



相談及び紛争の防止等のための体制の整備～障がい者差別解消に係る相談対応状況～

【内閣府・新潟県が実施する相談状況調査】より

県警や県教育委員会、各市町村の窓口等に寄せられた相談の合計です。

| 年度 | 分類 | 燕市 | | | 県全体 ※燕市含む |
|-------------------------|-------|----|-------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| | | 件数 | 相談種別 | 障がい種別 | |
| R6年度 | 行政機関等 | 1件 | 1件 (合理的配慮の不提供) | 1件 (身体) | 16件 (差別 8件) (合理的配慮の不提供 8件) |
| | 事業者 | 2件 | 2件 (合理的配慮の不提供) | 2件 (精神) 1件 (発達) ※うち1件重複有 | 20件 (差別 11件) (合理的配慮の不提供 9件) |
| R7年度 ※ただし、12月 末時点 | 行政機関等 | 1件 | 1件 (合理的配慮の不提供) | 1件 (身体) | 未集計 |
| | 事業者 | 1件 | 1件 (差別) | 1件 (不明・その他) | 未集計 |

資料番号6-2(当日配布)参照。

●配布場所

①燕市社会福祉協議会

(法人本部、老人福祉センターつばめ荘、放課後等デイサービス事業所ぶんすい)

②児童研修館・こどもの森

③燕市役所

●配布状況(累計数)

| 燕市 | 令和7年12月末 時点 |
|-------------------|----------------|
| ヘルプマーク (ストラップ) | 621 |
| ヘルプカード | 728 |

| 県全体 ※燕市含む | 令和7年3月末 時点 |
|-------------------|---------------|
| ヘルプマーク (ストラップ) | 11,942 |
| ヘルプカード | 8,723 |



人口に占める配布割合は、県内でも
上位です。



参考資料 ヘルプマークとヘルプカード

■ヘルプマークとは・・・

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

活用例1) 周囲から見える位置(かばん等)に付ける。

活用例2) 電車の優先席や公共施設等に掲示する。

活用例3) ヘルプマークを使った「ヘルプカード」の作成

ヘルプマークを身に付けたり、掲示していることで、周囲の方からの配慮を促し、利用しやすい環境の確保につなげることが目的。



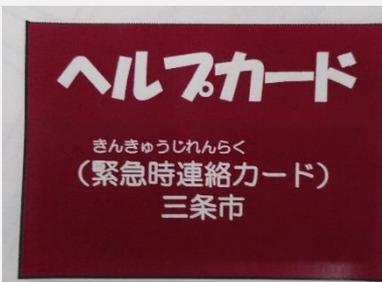
ヘルプマーク

■ヘルプカードとは・・・

ヘルプカードは、障がい者等が緊急時や平時に、周囲に理解を求めるための手段として、緊急連絡先や必要な支援内容を記載したカードのことです。

また、各自治体が独自に作成しているため、カードの名称（安心カード、おねがいカードなど）やデザインなど様々で、ヘルプマークを使用していないカードもあります。

参考



啓発活動～地域住民等への普及・啓発～

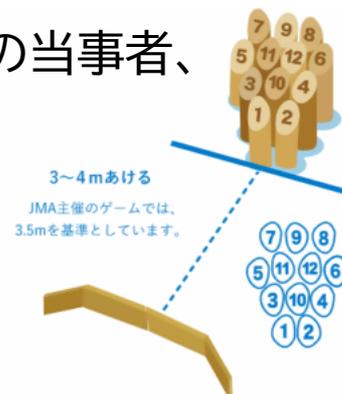
《よしだ多機関連携会議 地域住民向け啓発企画「モルック交流会」》

実施日:令和7年11月4日(火)

対象者:グループホームひまわり・地域生活支援センターやすらぎの当事者、
ひまわり児童クラブ、吉田支え合い委員会など

参加数:約50人

内 容:参加者同士がモルックを通して楽しく交流し、
認知症や障がい理解のきっかけとする。



イメージ図:一般社団法人 日本モルック協会HPより

《「つばめアール・ブリュット展」の開催》

実施日:令和7年11月18日(火)～12月18日(木)

会 場:うさぎもちハレラテつばめ交流スペース、燕市役所エントランスホール

内 容:障がいのある作家の絵画合計11点を展示し、障がいや障がいのある人への理解がより一層深まることを目指す。

アール・ブリュットとは
アールは「芸術」、ブリュットは「加工されていない」という意味のフランス語で「生き」の芸術」とも呼ばれます。専門の美術教育を受けていない人が制作した既存の価値観にとらわれない芸術作品を指します。

チラシ



啓発活動～『手話言語の国際デー』ライトアップ～

9月23日の「手話言語の国際デー」に合わせ、施設等を青色にライトアップする「手話言語のためのブルーライト」運動が正解各地で開催されている。

R5年度より、本運動に賛同し、世界ろう連盟を象徴する青色で庁舎をライトアップすることにより、市民・地域・社会に向けて「手話が言語である」ことのさらなる普及・啓発を図った。

内容

点灯日:令和7年9月22日(月)～24日(水)

点灯時間:日没15分後から午後10時まで

点灯場所:市役所庁舎おもいやり駐車場付近

目的:各国の手話言語を尊重しあい、「手話が言語である」ことへの認知を広めるため

点灯方法:既存のライトアップ(おもいやり駐車場付近)をブルーに変更

広報にも掲載!

ライトアップの様子



「手話言語の国際デー」とは？
毎年、9月23日が「手話言語の国際デー」とされている。
2017年12月19日に国連で決議された。決議文では、「手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の人権が完全に保護されるよう国連加盟国が社会全体で手話言語についての意識を高める手段を講じることを促進すること」とされている。

啓発活動～「世界自閉症啓発デー」及び「発達障がい啓発週間」に係る庁舎のブルーライトアップ&『ライト・イット・アップ・ブルー』への参加(写真提供)～

毎年、世界自閉症啓発デーの4月2日から8日を発達障害啓発週間として、ランドマークのブルーライトアップやイベント開催等の啓発活動が行われている。

ブルーライトアップは世界各国で実施され、国内でも東京タワーや神戸ポートタワーなど、全国で行われており、R6年度より当市においてもライトアップを実施するなどし、自閉症に関する普及啓発を図った。

内容①:庁舎のブルーライトアップ

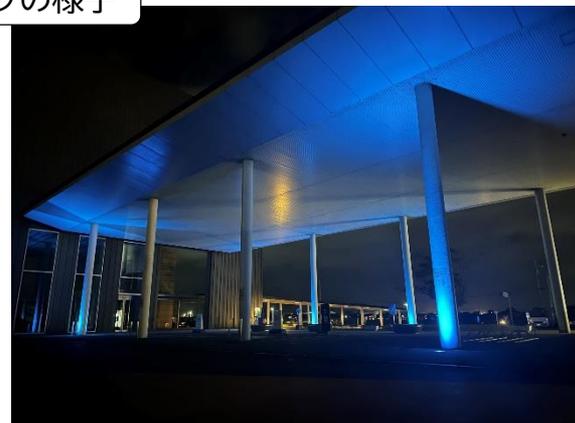
広報にも掲載!

ライトアップの様子

点灯日：令和7年4月2日(水)～8日(火)(7日間)

点灯時間：日没15分後～午後10時まで

点灯方法：既存のライトアップ(おもいやり駐車場付近)をブルーに変更。



内容②:『ライト・イット・アップ・ブルー』への参加(写真提供)

掲載イメージ

NPO法人あっとオーティズム(兵庫県芦屋市)が、全国各地のブルーライトアップの紹介や取組を応援してくれた首長の写真紹介などを内閣府や厚生労働省等からの後援を受け実施している。首長の写真提供(首相リレー)に参加しており、当市においても市長の写真がホームページに掲載された。

県内では参加している自治体はなく、燕市が初となっている。



啓発活動～こころの健康講座の開催～

自殺対策及び障がいの普及啓発(主に精神疾患)を目的とし、市民向けの講座を燕市保健センターと3回開催。R7年度は「発達障がい」に関する内容とし、幅広い年齢層からの参加があった。

※R6年からは燕商工会議所に加え、つばめ商工会とも共催。主に市内企業への周知に協力いただく。

| 日時 | 内容 | 講師 | 場所 | 参加人数 |
|----------------------------------|---|-----------------------------------|-----------------|----------------|
| 【第1回】 10月3日(金) 午後2時～3時30分 | “困った人”ではなく、“困りやすい人”としての発達障がいの理解 ～発達障がいを”責めない社会”の第一歩～ | 新潟医療福祉大学 心理・福祉学部 教授 野村 照幸 様 | 中央公民館 3階中ホール | 29人 (前年19人) |
| 【第2回】 10月25日(土) 午後2時～3時30分 | 「普通ってなに？」からはじめる発達障がいとの向き合い方 ～その人の感じている世界に寄り添うために～ | | 吉田公民館 3階講堂 | 41人 (前年23人) |
| 【第3回】 11月27日(木) 午後2時～3時30分 | 「誰もが住みやすくささえあう地域」 ～発達障がいとメンタルヘルスの視点から～ | 石橋クリニック 院長 石橋 幸滋 様 | 中央公民館 3階中ホール | 22人 (前年30人) |

会場の様子【第1回】【第2回】



昨年度より参加増加!

チラシ

こころの健康講座

10/3 (金) 10/25 (土) 11/27 (木)

【第1回】 10/3 (金) 午後2時～3時30分
【会場】 中央公民館 3階中ホール
【講師】 新潟医療福祉大学心理・福祉学部 教授 野村 照幸 様

【第2回】 10/25 (土) 午後2時～3時30分
【会場】 吉田公民館 3階講堂
【講師】 新潟医療福祉大学心理・福祉学部 教授 野村 照幸 様

【第3回】 11/27 (木) 午後2時～3時30分
【会場】 中央公民館 3階中ホール
【講師】 石橋クリニック 院長 石橋 幸滋 様

【問合せ先】 ◆燕市役所健康づくり課 0256-77-8182
◆燕市保健センター 0256-77-8131
◆燕市健康推進協議会 0256-77-8131

【主催】 燕市役所健康づくり課・社会福祉課 【共催】 燕市健康推進協議会

啓発活動～つばめバリアフリーフェス開催①～

毎年12月3日から12月9日までの「障がい者週間」に合わせて、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がい者施設間の交流や新たな連携を育み活動の活性化へ繋げるため、「つばめバリアフリーフェス2025(つばめバリアフリーフェス)」を開催。

内容①: 障がい者施設の活動紹介・製品販売

日時: 令和7年12月4日(木)～12月6日(土) 午前10時～午後3時30分

場所: 燕市役所 1階つばめホール

内容: 障がい者施設の活動紹介コーナーと製品販売コーナーを設置

※来場者アンケートにご協力いただいた人にプレゼントあり(各日で100個限定)。参加事業所数: 10か所

来場者数: 678人(前年1,813人)(内訳) 4日(木)209人、5日(金)209人、6日(土)260人

※ R6年度の最終日はツバメルシェ、フードドライブ+との同日開催としたことで、R5年度(691人)の2倍以上の集客となった。

会場の様子



チラシ



啓発活動～つばめバリアフリーフェス開催②～

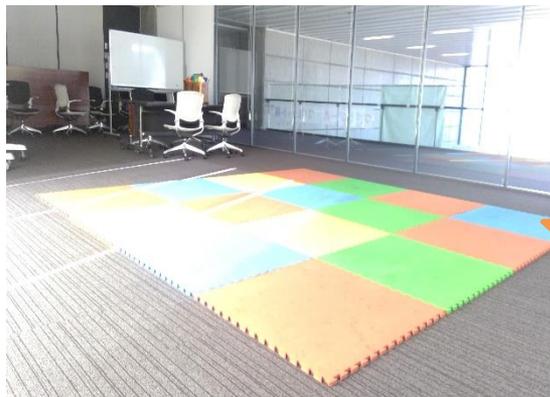
内容②: こころのバリアフリー講演会

1. 日 時: 令和7年12月6日(土)午後1時30分～午後3時(受付:午後1時から)
2. 会 場: 燕市役所 1階会議室101・102・103(手話通訳・要約筆記あり)
3. 演 題: 『学習障がいが教えてくれたこと～寄り添う心の大切さ～』
4. 講 師: 南雲 明彦(なぐも あきひこ)氏
5. 人 数: 62人(前年100人)
6. 主 催: 燕市、燕市社会福祉協議会

※こころのバリアフリーとは？

障がいのある人などが安心して日常生活や社会生活が出来るようにするため、施設整備(ハード面)だけでなく、障がいのある人の困難を自らの問題として認識し、こころのバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力すること。

会場の様子



今年度はお子さんを連れて来場しやすいようにキッズスペースを設けました！

来場者アンケートでは、「中学1年生の娘がディスレクシアで、今日の講演を聞いて、改めて本人の意思や意見を大切にしようと思いました」、「必要な時に必要な支援をすることが大切であると「お互いさま」の言葉が心に残りました」との感想がありました。

チラシ

つばめバリアフリーフェス2025
こころのバリアフリー講演会
『学習障がい(が)が教えてくれたこと』
～寄り添う心の大切さ～

講師紹介
1984年 新潟県生まれ。
高校時代に「読み書きが上手くできない」という困難から引きこもりや、うつなどに苦しむ。
現在は、明彦高等学校共育コーディネーターを務める傍ら、自身の体験を基に各地で講演活動を行い、ディスレクシアに対する支援・啓発に尽力している。

講師 南雲 明彦 氏

◆日時: 令和7年12月6日(土)
13:30～15:00 (13:00～受付開始)

◆会場: 燕市役所 1階会議室 (101,102,103)

◆定員: 100名 ※定員になり次第締め切り

◆主催: 燕市・燕市社会福祉協議会

◆会場: 燕市役所 1階つばめホール
◆日時: 12月4日(木)～6日(土) 10:00～15:00
◆内容: 自主参加型の販売など

お申し込み方法
お申し込みは、お電話または、お申し込みフォームにてお申し込みください。
お申し込みフォーム: [こちら](#)

お問い合わせ: 燕市障がい者地域生活支援センター「はばたき」
TEL: 0256-69-5688

障がい者就業支援センター
お申し込みは、お電話または、お申し込みフォームにてお申し込みください。
お申し込みフォーム: [こちら](#)

お申し込みは、お電話または、お申し込みフォームにてお申し込みください。
お申し込みフォーム: [こちら](#)

4 今後の取組

市民・事業所等への 普及啓発

- ・商工会議所等と連携して、事業所への周知・啓発を図る(県が制定に向けた検討を進めている条例など)。
- ・市職員向けの研修会の開催
- ・障がいや障がい特性の理解を目的とした市民向けの普及・啓発事業の実施。

相談者に寄り添った 相談対応

- ・内閣府が実施する研修に参加するなど、相談対応を担う人材を育成する。
- ・関係部署と連携し、相談者に寄り添った対応を心がけていきます。必要に応じて、県から助言や専門的な支援を受ける。
- ・国が策定した相談対応のマニュアルや新潟県の事例集などを参考にし、対応能力の向上に努める。

協議の場の活性化

- ・障がいを理由とする差別の解消を推進するため、相談事例、参考となる事案や先進地の取組などを共有を通して、共通認識の形成や必要な取組を協議する。